

生けがき

接道部緑化助成

植え込み

対象者

区内に土地を所有又は借りている者のうち、接道部緑化を行う者。ただし次に該当する場合は除く。
 ①国、地方公共団体その他これに準ずる団体 ②他の制度で接道部緑化等関連助成を受ける者
 ③申請年度において、既に本要綱の助成を受けている土地の所有者等 ④住宅販売など営利を目的とした事業者 ⑤建築基準法、その他の法令、みどりの条例等に違反する者

対象経費

①樹木費、植え付け費など直接緑化に要する費用（フェンス代等は対象外）
 ②緑化を行う部分の既存塀（石塀、万年塀、ブロック塀、コンクリート塀等）を取り壊す費用
 ※消費税は除きます。

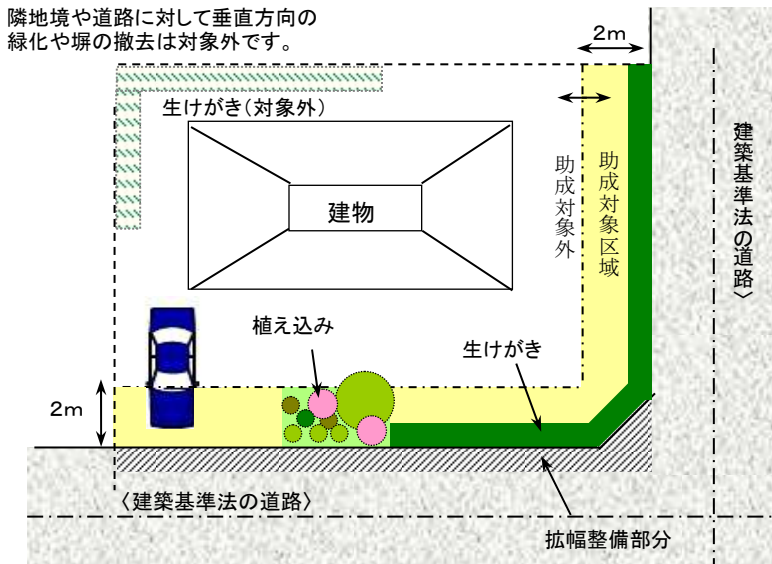
助成条件

①助成を受ける緑化工事が申請年度の3月末日までにしゅん工し、現場検査が可能であること
 ②新たに緑化を行うものであること（既にあるものの全面的な改修を含む） ③施工部分が建築基準法の道路に面する部分で、拡幅整備済みであること ④接道部において延長2m以上、奥行き2m以下の範囲で生けがき、植え込み、又はフェンス緑化のいずれかの緑化を行うこと（みどりのベルトづくり推進地区では条件の緩和あり） ⑤助成対象部分が本要綱の助成を受けて5年以上経過していること ⑥道路と植栽の間に遮蔽物がないこと ⑦杉並区みどりの条例第17条に定める基準以上の緑化を行っていること ⑧助成を受けた者は積極的に接道部のみどりの保護と育成に努めること

助成対象範囲

…道路と敷地との境界線から奥行き2mの範囲
 ※条例等に基づいた歩道状空地を作る場合には
 ご相談ください。

隣地境や道路に対して垂直方向の緑化や塀の撤去は対象外です。



※道路と植栽の間に遮蔽物（塀など）をつくる場合は対象外です。ただし、縁石の高さが敷地内地盤面から40cm以下の場合や、見通しの良いフェンス（透過率70%以上）等を設置する場合は、道路から植栽が十分に見えることを条件に助成対象となります。

※地形の関係で道路との高低差がある場合には、ご相談ください。

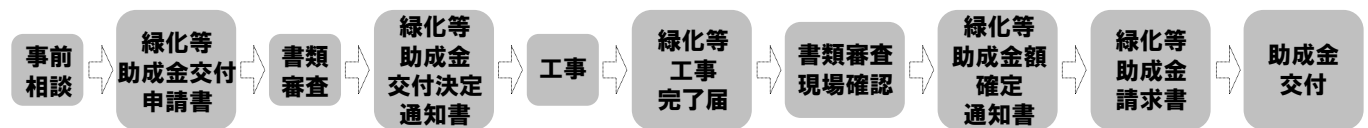
※植栽の土幅や軒の有無、植栽の配置などにより、助成対象外となる場合がありますので、助成条件等については、必ず事前相談をお願いします。

◆ご注意ください◆

- ・植物は生きものです。それぞれの生育条件を考慮の上、植栽計画を立ててください。
- ・植物は生長します。必要な管理を行い、隣地や道路への越境等には特にご配慮ください。

申請の流れ

緑化工事（塀の撤去を行う場合は撤去工事）は助成金交付が決定してから着工してください。



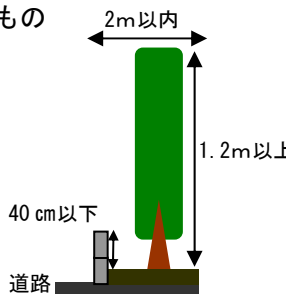
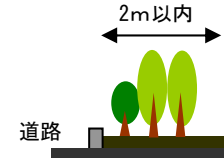
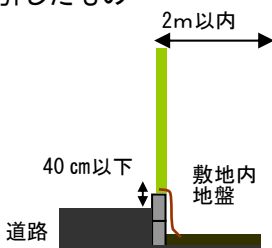
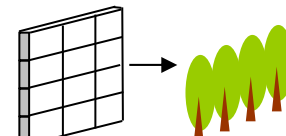
※助成金交付決定は申請の受付順に行います。

※申請書受付後、現場確認を行う場合があります。

事前申請です

!!! 着工後の申請はできません!!!

助成金額

生けがき	植え込み	フェンス緑化	塀の撤去
個人 12000円/m	個人 14000円/m ²	個人・法人とも 2000円/m	個人 5000円/m (大谷石のみ 10000円/m)
法人 6000円/m	法人 6000円/m ²		法人 3000円/m
高さ 1.2m以上の樹木をおおむね 1mあたり 3本以上列植し、原則として四つ目垣等で添木をしたもの 	樹木の葉が触れ合う程度の密度で植栽したもの（草本類、地被植物のみは対象外） 	高さ 30 cm以上のつる性樹木を、フェンスを覆うことができる密度（1mあたり 5 株以上）で植栽し、誘引したもの 	助成対象の新たな緑化を行う部分の既存塀撤去費用を助成します。（出入口など緑化を伴わない撤去は対象外） 

※助成金の支出は申請年度の予算の範囲内です。予算を超えた場合は受付を終了します。

※助成金の額は基準単価に対象延長又は対象面積を乗じた額と対象工事経費の実費額のいずれか少ない額を交付します。

※限度額は合計で個人50万円、法人100万円です。

申請に必要な書類

不足書類がある場合は受付できません

<申し込み時に必要な書類>

- ①緑化等助成金交付申請書 **HP** ※申請書は押印が必要
- ②案内図
- ③現況カラー写真（緑化工事を行う部分を全て写したもの）
- ④緑化工事費の見積書及び内訳書の写し
- ⑤緑化工事の設計図
(緑化延長、緑化面積、塀の撤去延長が分かるもの)
- ⑥土地の所有者を証明する書類（登記事項証明書又は固定資産税課税明細書の写し及び公図の写し）
※登記事項証明書及び公図について、登記情報提供サービスは不可
- ⑦土地の所有者の承諾書（土地が借地の場合）
- ⑧同意書（土地所有者が複数の場合）
- ⑨委任状（代理人に手続きを委任する場合）

<工事完了時に必要な書類>

- ①緑化等工事完了届
- ②しゅん工図面（2部）
- ③しゅん工写真
- ④緑化工事費の領収書及び内訳書の写し

申請書のダウンロードは
杉並区公式ホームページをご覧ください

- <https://www.city.suginami.tokyo.jp/>
→ 暮らしのガイド → まちづくり
→ みどりの街に → 接道部緑化助成

<お問い合わせ・お申し込み>

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区都市整備部みどり公園課みどりの事業係
電話 03(3312)2111 FAX 03(5307)0697